

創業をご検討の皆様へ

滑川市創業支援事業のご案内

令和8年度

滑川市創業支援事業

創業機運を醸成し、市内での創業を促すため、以下のとお補助金または奨励金を交付します。

！ 補助金・奨励金は、いずれも事業着工前に申請が必要です。



創業支援補助金

対象経費の1/2（上限額100万円。）
+上限50万円の加算措置（かかった経費による。）

- 交付要件 ・滑川商工会議所や金融機関などの『特定創業支援等事業』を受けて創業される事業者
・対象区域内で創業するもの。※1
- 対象業種 各種商品等小売業・飲食店・持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他特に市長の認めるもの
- 対象経費 土地・建物の取得費、改装費、広告宣伝費
土地・建物の賃貸料（創業日から12ヶ月分）※2

創業支援奨励金

一律10万円

- 交付要件 滑川商工会議所や金融機関などの『特定創業支援等事業』を受けて創業される事業者
- 対 象 対象業種・対象区域の指定なし

加算措置

空き家取得(20万円)、重点地域（20万円）、移住（10万円）、若者（10万円）、飲食店（10万円）、愛市購買（5万円）、SDGs（5万円）

※1 飲食店については、対象区域の指定はありません。

※2 賃料の限度額：月額3万円

創業支援補助金の対象区域

原則、対象区域内での創業が対象です。重点地域では加算があります。



まずはご相談ください

創業の内容や対象区域、経費などを確認したうえでご案内します。

01

創業の相談

滑川市商工企画課へ
創業支援カルテを記入して
ください。

02

特定創業支援等事業受講

滑川商工会議所や金融機関へ
既に事業を営んでいる方は受講
不要です。

03

市へ申請

事業着手前に申請



お問い合わせ
〒936-8601 富山県滑川市寺家町104
TEL：076-475-1431
商工企画課